

一般社団法人日本潰瘍学会名誉会員に関する規程

平成28年9月3日 一部改正

平成26年7月1日 制 定

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本潰瘍学会（以下「当法人」という。）定款第5条の規定に基づき、当法人の名誉会員に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 当法人の名誉会員に関する事項は、定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(名誉会員の定義)

第3条 名誉会員は、次の各号の一つに該当する者で、満70歳を超えたとき、理事長が理事会、評議員総会の議を経て推薦する。

(1) 実験潰瘍懇話会の当番世話人の経験者

(2) 任意団体日本実験潰瘍学会または日本潰瘍学会会長、本学会学術集会会長及び理事長の経験者

(3) 任意団体日本実験潰瘍学会または日本潰瘍学会の理事・監事を5年以上務めた者

(本規程の運用上の疑義)

第4条 本規程の運用について疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決定する。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

(本規程に記載のない事項)

第6条 本規程に記載のない事項は、別途、理事会が定める他、一般社団及び一般財団法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。